

# 平成29年度2年経験者研修実施要項

さいたま市教育委員会

## 1 目 的

2年経験者研修は、初任者研修及び1年間の教職経験を踏まえて、児童生徒理解に立つ学級経営及び教科指導等に関する実践的指導力の向上を図ることを目的とする。

## 2 対 象

- (1) 2年経験者研修の対象となる教員（以下、「2年経験者研修教員」という）は、本採用教員としての在職期間が1年に達し、原則、初任者研修を修了した者とする。
- (2) 別表に掲げる者は、原則として研修の対象者から除外する。ただし、「学校カウンセリング基礎研修」（機関研修第2回）に該当する研修を受講していない者は、機関研修第2回のみ受講するものとする。

## 3 内容及び方法

### (1) 機関研修

機関研修は、さいたま市教育委員会（以下、「教育委員会」という）が実施計画を作成し、教育委員会の指導主事等が指導者となって実施する。

### (2) 学校研修

学校研修は、教育委員会が作成する実施計画に基づき、2年経験者研修教員が所属する学校において実施する。その際、校長は、指導教員を指名し（教務担当、学年主任、教科等主任等）、学校の実情に合わせて指導教員を中心に全校体制で取り組むよう配慮する。

また、校長、教頭及び指導教員は、2年経験者研修教員が日常的な実践において、OJT※を通じて必要な知識や技能及び意欲などを継続的に高められるよう方策を講じるものとする。

## 4 その他

必要な事項は別に定める。

### 附 則

この実施要項に定める事項は、平成29年4月1日より施行する。

### 別表 2年経験者研修の対象から除外する者

(1)	臨時的に任用された者
(2)	他の任命権者が実施する2年（以上の）経験者研修を受けた者
(3)	その他2年経験者研修から除外する者としてさいたま市教育委員会が認める者

※ OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング（職場内研修）